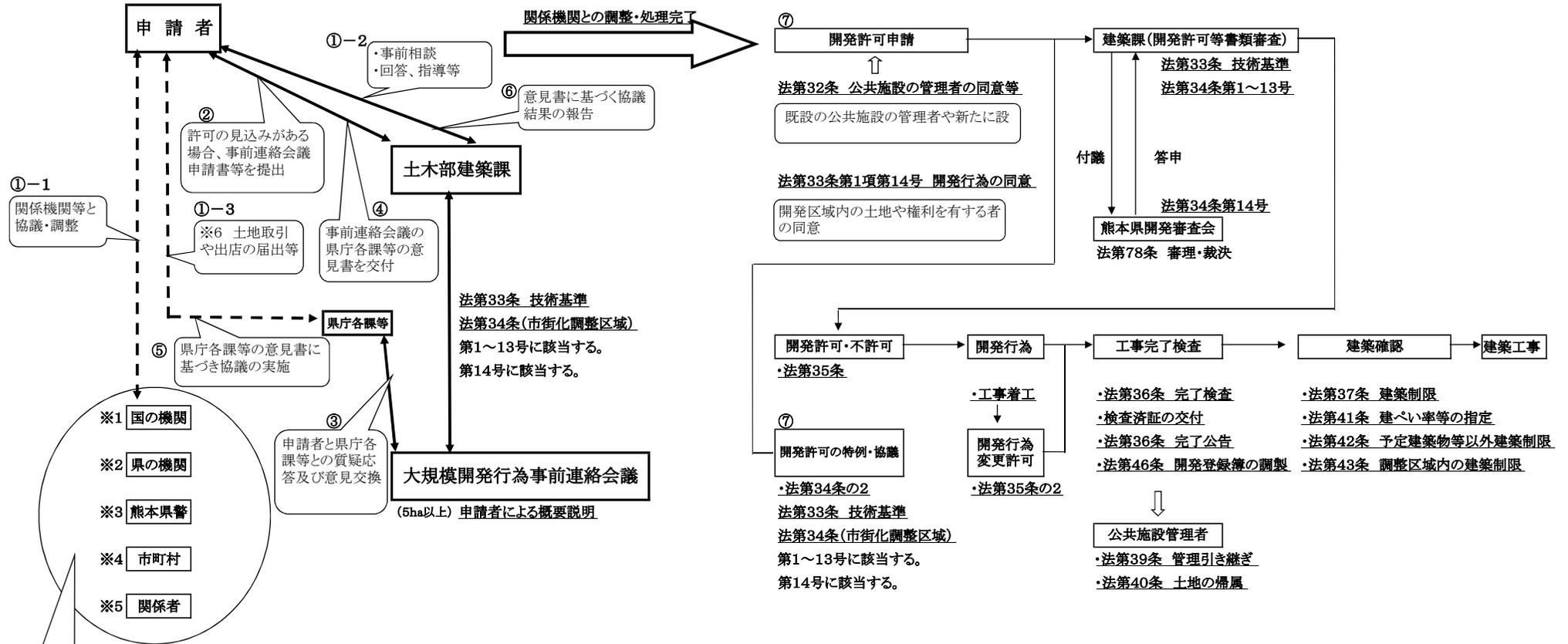


# 開発許可の手続きフロー②(大規模開発行為/5ha以上の開発行為)

## 開発許可の手続きフロー



都市計画法、その他の法令により許可の見込みがあるか否かを判断

※1	国管理の国道(交差点、接道等)や河川(排水放流等)等に対する協議・調整 その他関係法令に基づく関係機関と事前協議
※2	県管理の国・県道(交差点、接道等)や河川(排水放流等)等に対する協議・調整
※3	交通処理、交差点計画、安全対策について、協議・調整
※4	全体計画について、市町村関係部署との協議・調整 市町村管理の道路(交差点、接道等)や河川(排水放流等)等に対する協議・調整 上下水道、里道、水路に対する協議・調整
※5	地権者、地域住民、その他関係者に対する協議・調整
※6	一定の土地取引や出店計画について、県庁各課と事前協議 その他関係法令に基づく県庁各課と事前協議

### 手続きの流れ

- ①-1 申請者 ↔ 国、市町村、関係者等
- ①-2 申請者 ↔ 建築課
- ①-3 申請者 ↔ 県庁各課等
- ② 申請者 → 建築課
- ③ 申請者 ↔ 県庁各課等
- ④ 建築課 → 申請者
- ⑤ 申請者 ↔ 県庁各課等
- ⑥ 申請者 → 建築課
- ⑦ 申請者 → 建築課